

畜 第 700 号  
令和 2 年 11 月 12 日

一般社団法人岩手県畜産協会会长理事  
一般社団法人岩手県獣医師会長  
岩手県農業共済組合長理事  
岩手県動物薬品器材協会会長  
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長  
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会长理事

} 様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



#### 飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について（通知）

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から、別添のとおり通知がありましたので、御了知おきくださいますようお願いします。

なお、畜産農場に対する飼養衛生管理基準の遵守指導については、下記により、家畜保健衛生所が実施します。

#### 記

##### 1 遵守状況の確認及び指導の方法

国の通知に基づき、実施する。

##### 2 立入検査の対象

###### (1) 豚等及び家きん

豚等及び家きんの飼養農場は、全戸を対象とする。

###### (2) 牛等

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊又は馬のみを飼養し、豚等及び家きんを飼養していない農場は、定期的な計画により実施した農場を対象とする。

ただし、これまでの調査で不遵守を認めている農場は、立入検査の対象とすること。



2 消安第 2911 号  
令和 2 年 9 月 29 日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

### 飼養衛生管理基準の遵守指導の徹底について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

一昨年、国内で発生した豚熱を始め、口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の越境性の海外伝染病への感染を予防し、生産性を阻害する疾病の発生を低減するためには、本年 6 月 30 日に公布された新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）を着実に周知し、早期徹底を図ることが重要となります。

これまで、新基準の普及については、「家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充及び飼養衛生管理基準を踏まえた遵守指導の徹底について」（令和 2 年 4 月 17 日付け 2 消安第 324 号消費・安全局長通知）等により、他の畜種に先立ち、豚等の飼養農場に対し、集中的に指導に当たっていただいているところですが、7 月 1 日に施行された豚等の新基準に続き、10 月 1 日に牛、鶏、馬等の新基準が施行されること及びこれから渡り鳥の飛来による鳥インフルエンザの発生リスクが高まるこど等から、本年度の畜産農場に対する飼養衛生管理基準の遵守指導については、下記により、計画的に推進いただくようお願ひいたします。

#### 記

##### 1 目的

家畜の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期す。

##### 2 遵守状況の確認及び指導の方法

家畜の飼養農場に対し、次の事項を踏まえ、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の規定に基づく立入検査を行い、飼養衛

生管理基準の遵守状況を確認すること。

- (1) 飼養衛生管理基準遵守指導の手引き、定期報告様式等を活用しながら、飼養衛生管理者が新基準の内容を理解するよう指導に努めること。その際、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるよう労務負担やコストの低減にも配慮して対応方法を指導すること。
- (2) 特に、「飼養衛生管理指導等指針及び飼養衛生管理指導等計画の策定について」(令和2年8月11日付け2消安第2109号)別紙1(飼養衛生管理指導等指針。以下「指導指針」という。)の第2章のIの飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項について、指導を強化すること。
- (3) 以下により、畜種ごとの状況に応じて立入検査の時期を調整するとともに、同畜種内では、過去の調査で不遵守を認めている農場、いのしし等の野生動物の生息数が多い山間部に位置する農場、共同の堆肥舎・死亡畜保管庫を使用している農場など発生リスクの高い農場から優先的に実施すること。

① 家きんの飼養農場

鳥インフルエンザの流行前の対策強化を目標に、令和2年11月までに立入検査を行うこと。

② 豚等の飼養農場

既に指導強化を依頼したア及びイの取組を完了していない農場に対しては、早急に改善が図られるよう、補助事業及び融資の活用を含め、継続的に指導を行うとともに、その他の農場に対しては、令和3年1月までに全戸に立入検査を行うこと。なお、飼料製造業者又は飼料販売業者から食品循環資源利用飼料を導入している農場については、当該飼料製造業者又は飼料販売業者が適切に飼料製造業者等の届出を行っていること、令和3年4月1日までに適切に加熱処理等を行うことが可能であること等について、飼料安全担当と連携して確認すること。

ア 食品循環資源利用対策

「肉を扱う事業所等から排出される食品循環資源を収集し、利用している豚及びいのししの飼養農場への指導強化について(協力依頼)」(令和2年7月27日付け2消安第1882号動物衛生課長通知)による新基準への適切な対

## 応又は食品循環資源の利用中止

### イ 野生動物侵入防止対策

「豚及びいのししの飼養農場における野生動物の侵入防止対策に係る対応状況調査について（依頼）」（令和2年8月11日付け2消安第2102号動物衛生課長通知）による防護柵、防鳥ネット等の着実な整備

### ③ 牛等の飼養農場

令和3年3月までに立入検査を行うこと。その際、施行までに猶予期間が設定された基準項目については、農場が対応に時間を要すると想定されることから、施行期日までの間に農場の対応が完了するよう早期から計画的に周知及び指導すること。

(4) 情報の周知に当たっては、飼養衛生管理者の連絡先リスト（マーリングリスト）を積極的に活用すること。また、積極的に協議会の立ち上げを行い、新基準への理解又は取組意欲が不十分な者に対しては、必要に応じて生産者団体を交えた現場指導等により理解醸成を図ること。

(5) 衛生管理が適正に行われることを確保するために必要がある場合は、改善を認めるまで繰り返し指導を実施するとともに、口頭指導によって改善が見込まれないときには、施行前の基準項目も含め、法第12条の5に基づく指導及び助言を文書で行うこと。

また、新基準の施行後においては、同条に基づく指導及び助言をしてもなお新基準が遵守されず、かつ、改善が見込まれないときには、以下の留意点を踏まえ、法第12条の6第1項及び第2項に基づく勧告及び命令を文書で行うこと。

これらの指導、助言、勧告及び命令を実施するに当たっては、指導指針の第2章のⅢの(2)及び(3)に記載した方法を参照すること。

#### (留意点)

- ① 個人的な理由又は根拠のない理由により基準項目を遵守しない場合は、法に基づく指導、助言、勧告及び命令を行い、命令違反者の公表も含めて厳格に対処すること。
- ② 豚等の新基準の項目21（食品循環資源適正利用）については、施行期日の令和3年4月1日以降、同項目を不遵守の状態で食品循環資源の使用を続けている

場合、衛生管理区域内への持込みに対する①の対応を徹底するとともに、「食品循環資源利用飼料の安全確保に係る遵守指導の徹底について（依頼）」（令和2年9月29日付け2消安第2852号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）を踏まえ、飼料安全担当と連携して迅速に対応すること。

- ③ 豚等の新基準の項目23（防護柵等）及び29（防鳥ネット等）については、
- ア コロナ禍等の影響による資材不足、作業員不足等の事由により、当該事項の遵守に必要な施設又は設備の整備が施行期日の令和2年11月1日に間に合わない場合、設備の種類、完了予定日、契約日等の具体的な情報が記載された施工計画書又は家畜の所有者と家畜保健衛生所との間で当該内容を確認した確認文書（署名等のあるものに限る。以下同じ。）を作成するとともに、その進捗を踏まえ、必要に応じて法第12条の5に基づく指導及び助言を文書で行うこと。完了予定日になつてもなお整備されない場合は、法第12条の6に基づく勧告及び命令を文書で行うこと。完了予定日については、年度内の日とする等、家畜保健衛生所が妥当と認める範囲内の日とすること。
  - イ また、豚等の飼養に係る変更（飼養頭数の削減、飼養場所の移転、廃業等）により当該事項の遵守に必要な施設又は設備が必要となることを理由として整備を行わない場合は、家畜の所有者と家畜保健衛生所との間で、変更事由の完了予定日が明記された飼養計画（頭数、飼養場所、施設整備等の変更計画が記載され、家畜保健衛生所が妥当と認める期間内に完了し、署名等のあるものに限る。以下同じ。）を作成するとともに、その進捗を毎月報告させ、必要に応じて法第12条の5に基づく指導及び助言を文書で行うこと。完了予定日になつてもなお変更が完了しない場合は、法第12条の6に基づく勧告及び命令を文書で行うこと。
  - ウ なお、上記アの施工計画書又は確認文書及びイの飼養計画の完了予定日までの期間においては、電気柵の設置及び除草、消石灰の散布及び足跡の確認等による代替的な野生動物の侵入防止対策の実施について法第12条の5に基づく指導及び助言を文書で行うとともに、これが遵守されない場合には、法第12条の6に基づく勧告及び命令を文書で行うこと。

※ 別添参照

### 3 立入検査の対象農場

豚等及び家きんの飼養農場は、全戸を対象とする。ただし、本年度、既に立入検査を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況から、貴都道府県が再度立ち入る必要がないと判断する農場については、電話、文書等による確認をもって立入検査に

代えることができる。

牛等の飼養農場は、平成30年度以降の立入検査において、家畜防疫員が全ての基準項目の遵守を確認した農場は、立入検査を省略することができる。その他の農場は、少なくとも2年に1回の頻度となるよう立入検査を実施するものとする。

#### 4 報告の内容及び方法

立入検査の結果については、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号消費・安全局長通知)の別添2の1及び4により、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班宛て([siyouseiseikanri@maff.go.jp](mailto:siyouseiseikanri@maff.go.jp))に電子ファイルで提出すること。

#### 5 報告の期限

- |         |               |
|---------|---------------|
| (1) 家きん | 令和2年11月30日（月） |
| (2) 豚等  | 令和3年1月29日（金）  |
| (3) 牛等  | 令和3年3月31日（水）  |

#### 6 その他

- (1) 4により報告された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表する。
- (2) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。
- (3) 貴都道府県においては、新基準への対応に係る施設及び設備の整備に対する支援策を検討すること。

【問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局動物衛生課

病原体管理班 古庄、矢野

TEL：03-6744-7144